

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和2年5月28日（令和2年（行情）諮問第281号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（行情）答申第378号）

事件名：「桜を見る会」推薦者名簿（2019年分）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月14日付け財秘第60号により財務大臣（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由（以下、引用されたURL、図表、写真及び添付文書は省略する。）

（1）情報公開請求

審査請求人は、2019年11月14日、法に基づき、財務省が作成した、安倍晋三内閣総理大臣主催「桜を見る会」の「推薦者名簿」（2019年分）のほか、誰を「桜を見る会」に推薦するかを判断する場合の推薦基準がわかる文書、「桜を見る会」の推薦者又はその人数について討議等をした内容を記録した文書の情報公開請求を行った。

（2）部分開示、部分不開示決定

この請求に対して、処分庁は、2020年1月14日付で、本件対象文書の開示決定処分を行ったが、その際に、

- ① 「推薦者名簿」における「区分「功績者」における「ふりがな」，「氏名」，「役職」及び「備考」に記載された部分」を「不開示とした部分」とし、「法5条1号」を「根拠条項」として明記し、「不開示とした理由」につき「当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため」と説明し、
- ② 「人選資料」における「1頁目」は「推薦基準」「推薦数」に記載

された部分を、「4頁目」は「推薦者」「役職」に記載された部分を、「5頁目」は「俸給」「年齢」「採用」「年度」に記載された部分を、「6頁目」は「推薦者」「役職」「年齢」に記載された部分を、「8頁目」は「推薦範囲」「候補者数」「推薦数」を記載した部分を、「9頁目」は表中の人数について記載された部分を、「10頁目」は「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会会推薦」「30桜を見る会推薦」に記載された部分を、それぞれ「不開示とした部分」とし、「法5条1号」を「根拠条項」として明記し、「不開示とした理由」につき「当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため」と説明している。

(3) 原処分の違法性

しかし上記のうち、

- ① 「推薦者名簿」における不開示理由については、下記アの理由で違法であり、
- ② 「人選資料」における不開示理由については、5頁目における各理由を除き、下記イの理由で違法である。

なお、以下では、「桜を見る会」の「招待者名簿」を引き合いに出しているものがあるが、その結論は各省庁の「推薦者名簿」にも同様に妥当する。というのは、各省庁から推薦された者のうち内閣府が招待しなかった者が具体的に、いつの「桜を見る会」で、どこの省庁が推薦した者で、なぜ招待されなかったのか、政府は説明していないからである。したがって、財務省が推薦したが内閣府が招待しなかった者は、少なくとも安倍総理主催の「桜を見る会」では一人もいなかったとみなすことができるので、「招待者名簿」における氏名等の公開・非公開に関する以下の結論は、「推薦者名簿」におけるそれにも妥当する。

ア 「推薦者名簿」についての非開示が違法である理由

(ア) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

第一に「桜を見る会」推薦者名簿全体は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるからである。

「法5条1号」は「不開示情報」として「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定めているが、同号の「非開示情報」に該当するものであっても、同号ただし書は、「法令の規定により又は慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号イ）を除く、と定め、後者の情報については非開示にせず開示するよう命じているからである。

特定解説委員「特定記事A」（特定番組）によると、「桜を見る会」の過去の記録は、国立公文書館に残されており、この中には、1956年と1957年の「桜を見る会」招待者名簿も、捨てられず保存されており、例えば1957年の招待者名簿には、およそ1750人の肩書きと実名がすべて公開されており、黒塗りはなく、「政財界などの幹部」だけでなく、「民生委員や保護司の代表、引き揚げ者の団体の代表など、当時の日本の復興や社会を現場で支えた人たち」も含まれており、文字通り「各界で功績や功労があった人たち」が招かれていることが分かったと紹介している（特定解説委員「特定記事A」（特定番組））。

また、山添拓参議院議員は今年1月30日の参議院予算委員会で、①内閣府が各省庁に「桜を見る会」招待者の名簿（いわゆる推薦者名簿）提出を依頼した事務連絡文書に、法に基づき「（名簿は）開示請求の対象とされたことがありますので、この点を念頭に置かれた上で推薦されますようお願いいたします」と記されていたこと、②参議院自民党が改選議員宛てに招待者の申し込みを案内した文書「「桜を見る会」のお知らせ」（2019年（平成31年）1月31日）に「名簿全体を公開されることもあります」と記載されていることを示した。同議員がその趣旨を内閣官房から首相官邸などに伝えたかをただしたところ特定職員Aは「事務的に伝えた」「総理、副総理、官房長官、副長官、それぞれの事務所に推薦依頼をしていますので、それは同様（伝えた）と考えています」と答弁したし、また、内閣府の特定職員Bは、情報公開請求があった場合に「開示の対象になる場合もある」と認めた（特定新聞A）。

内閣府人事課から依頼を受けた各省庁が内閣府に推薦すると内閣府はその推薦者名簿に基づき招待者を決定し、招待する手続きになっているので、以上の事実により、各省庁の「桜を見る会」推薦者名簿における氏名や役職名等についても、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）である。
(イ) 首相官邸は「非開示情報」として非開示にすべきとはみなしていない

第二に、首相官邸も、次の点で、「桜を見る会」の招待者の氏名や役職名等を「非開示情報」として非開示にすべきとは考えていないからである。

まず、①首相官邸は「桜を見る会」の招待者の多くが特定できる

複数の集合写真や動画を公表している（「総理主催「桜を見る会」の開催」）。下記にリンクを貼るので、すべての写真と動画をご覧いただきたい。その末尾には「関連リンク」があり、「首相官邸Instagram」や「首相官邸Facebook」のリンクが貼られており、そこでも複数の写真や動画を紹介しているので、そちらもご覧いただきたい。

- ・ 2019年(平成31年)4月13日
- ・ 2018年(平成30年)4月21日
- ・ 2017年(平成29年)4月15日
- ・ 2016年(平成28年)4月9日
- ・ 2015年(平成27年)4月18日
- ・ 2014年(平成26年)4月12日
- ・ 2013年(平成25年)4月20日

次の写真は首相官邸が公表している2018年「桜を見る会」の複数の集合写真のうちの一つである（上記参照）。

また、②「桜を見る会」は新宿御苑内で開催されているとはいえ非公開で開催されているわけではなく、マスコミも取材し招待者の全員ではないものの一部については実際に氏名などを報道している。

例えば、特定編集部「特定記事B」（特定雑誌A）は、2019年「桜を見る会」につき、以下の写真を掲載し、参加者その氏名を明示して報道していた。（記事の引用部分は省略する。）

もし安倍首相をはじめ首相官邸・内閣府が招待者の氏名等を「非開示情報」として考えているのであれば、上記①も②も行っていないはずである。安倍首相・首相官邸も、「桜を見る会」招待者の氏名・役職名等が「慣行として公にされている情報」または「公にすることが予定されている情報」であると判断したからであろう。また、上記の集合写真や動画を公表し「桜を見る会」招待者の氏名等が国民にわかって、招待者は「各界で功績や功労があった人たち」と評価されて招待されるので、名誉に感じると考えているからだろう。もちろん、「個人の権利利益を害するおそれ」はないと判断した結果でもあるだろう。

(ウ) 国民は「招待範囲」内の招待かを判断する機会が保障されるべきである

第三に、①「桜を見る会」は首相が主催する公的行事であり、公金により開催され招待者には飲食が提供されており、②2015年「「桜を見る会」開催要領」は、「招待範囲」につき、「皇族，元皇族，各国大使等，衆・参両院議長及び副議長，最高裁判所長官，国務大臣，副大臣及び大臣政務官，国会議員，認証官，事務次官等

及び局長等の一部，都道府県の知事及び議会の議長等の一部，その他各界の代表者等」と明記し，招待できる者を限定している（2019年「「桜を見る会」開催要領」も同じ）ので，安倍首相が「招待範囲」内で招待を行ったか否か，言い換えれば，「招待範囲」を超えて招待できない者を招待し，公金を目的外支出していたか否か，国民は判断する機会が保障されるべきであるからだ。そのためには，推薦者の氏名・役職名などが公開されることが不可欠である。

(エ) 「園遊会」招待者名簿は公表されている

第四に，「園遊会」の招待者名簿は公表されているからである。

内閣総理大臣主催「桜を見る会」と類似のものとして「園遊会」（毎年，春と秋の2回，赤坂御苑で開催）があり，この「園遊会」は，天皇・皇后が「各国の外交使節団の長以下の外交官・各国の領事館の長とその配偶者・令嬢」のほか，「衆・参両院の議長・副議長・議員，内閣総理大臣・国務大臣，最高裁判所長官・判事，その他の認証官など立法・行政・司法各機関の要人，都道府県の知事・議会議長，市町村の長・議会議長，各界功績者とそれぞれの配偶者」約2,000人を招待し，皇族も出席する公的行事であり（宮内庁「園遊会」），「園遊会」の招待者名簿については招待者の氏名がマスコミにも発表されている（例えば「秋の園遊会招待者を発表」特定新聞B）。

それなのに，同じ公的行事である「桜を見る会」の推薦者名簿における氏名や役職名等を非開示にするのは，国の情報公開の在り方として整合性がなく，恣意的な判断と評さざるを得ない。

(オ) 結論

要するに，内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に招待された推薦者の氏名や役職名等については，非開示にするのが当然で合法ということにはならず，むしろ法は開示を命じており，本件不開示処分は以上の理由により違法であるから，当該処分を取り消して全部開示を決定していただきたい。

なお，「備考」にどのような事項が記載されているかは不明であるが，もし個人の住所・生年月日・電話番号などが明記されていたら，その部分のみ非開示でも構わない。

イ 「人選資料」についての非開示が違法である理由

(ア) 「1頁目」における「推薦基準」「推薦数」に記録された部分について

「人選資料」の1頁目は「桜を見る会 選考基準（平成31年春）」であり，そこで墨塗による非開示となっているのは，「旭日双光章の受章者」の「推薦数」，「瑞宝章受章の受章者」のうちの

「H29春～H30秋受章者（地方局長以上）」及び「H29春～H30秋受章者（地方局長未満）」の各「推薦数」，「褒章受章者（藍・黄）」の「H30秋受章者」の「推薦数」である。

上記の各「推薦者数」が公開されても，「特定の個人を識別することができることとなるもの」とは言えないだろう。

また，たとえ「特定の個人を識別することができることとなるもの」だとしても，内閣府は，「叙勲受章者名簿」につき，受章者の年齢や現住所（番地は不記載）を含め氏名や主要経歴等も公表している（たとえば「令和元年春の叙勲受章者名簿」。過去の名簿については「近年の春秋叙勲等の受章状況」にアクセスして，そこから各名簿にアクセスできる。）のだから，上記の各「推薦者数」は公開されるべきである。したがって，各「推薦者数」の非開示処分は違法である。

(イ) 「4頁目」における「推薦者」「役職」に記載された部分について

「人選資料」の4頁目は，「（局長クラス）過去の推薦実績」の一覧表であり，その中で墨塗による非開示となっているのは，「推薦者」の氏名と「役職」である。そもそも推薦者名簿の氏名や役職名は上記アの理由により公開されるべきであるから，過去の推薦者のそれらの情報も同様に公開されるべきである。したがって，「推薦者」の氏名と「役職」の非開示処分は違法である。

(ウ) 「5頁目」における「俸給」「年齢」「採用」「年度」に記載された部分について

「人選資料」の5頁目は，「現職公務員（その他職員）」の一覧であり，その中で墨塗による非開示となっているのは，「俸給」「年齢」「採用」「年度」である。これについては，既に公になっているもの以外は，あえて公開する必要はない。

(エ) 「6頁目」における「推薦者」「役職」「年齢」に記載された部分について

「人選資料」の6頁目は，「その他の職員（過去の推薦実績）」の一覧であり，その中で墨塗による非開示となっているのは，「推薦者」の氏名，「役職」「年齢」であるが，これらは「年齢」を含め上記アの理由により公開すべきである。

(オ) 「8頁目」における「推薦範囲」「候補者数」「推薦数」を記載した部分について

「人選資料」の8頁目は，「平成31年桜を見る会 各会功績者（推薦候補者）」の一覧であり，その中で墨塗による非開示となっているのは，「候補者数」「推薦数」「備考」であるが，各「候補

者数」や「推薦数」が公開されても、「特定の個人を識別することができることとなるもの」とは言えないだろう。

「備考」については、不明であるが、「特定の個人を識別することができることとなるもの」が記載されていたとしても、上記アの理由で公開すべきである。

(カ) 「9頁目」における表中の人数について記載された部分について
「人選資料」の9頁目は、「褒章受章者（各局選考）」の一覧であり、その中で墨塗による非開示になっているのは、「褒章受章者（各局選考）」についての各局の「30年秋」「合計」「係数」「累計」「推薦枠」の各人数であるようだが、それらが公開されても、「特定の個人を識別することができることとなるもの」とは言えないだろう。たとえ「特定の個人を識別することができることとなるもの」が記載されていたとしても、上記アの理由で公開すべきである。したがって、上記各人数の非開示処分は違法である。

(キ) 「10頁目」における「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会会推薦」「30桜を見る会推薦」に記載された部分について
「人選資料」の10頁目は、「特殊法人の長」についての一覧であり、その中で墨塗による非開示になっているのは、「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会会推薦」「30桜を見る会推薦」であるが、上記アの理由で公開すべきである。したがって、「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会会推薦」「30桜を見る会推薦」の非開示処分は違法である。

(ク) 結論

以上の理由により、上記のうち、5頁目の非開示部分を除く不開示処分は違法である。

3 意見書

(1) 本件審査請求に係る文書

本件審査請求に係る文書は、2021年1月14日付「行政文書開示決定通知書」（財秘第60号）において下記①の情報を不開示とされた財務省「推薦者名簿」（2019年分）（以下、本項において「本件推薦名簿」という。）及び下記②の情報を不開示とされた財務省「人選資料」（2019年分）（以下、本項において「本件人選資料」という。）である。

- ① 「区分「功績者」における「ふりがな」，「氏名」，「役職」及び「備考」に記載された部分」
- ② 1頁目における「旭日双光章の受章者」の「推薦数」，「瑞宝小綬章の受章者」のうちの「H29春～H30秋受章者（地方局長以上）」及び「H29春～H30秋受章者（地方局長未満）」の各「推

薦数」，「褒章受章者（藍・黄）」の「H30秋受章者」の「推薦数」，

4頁目における「推薦者」の氏名と「役職」，

6頁目における「推薦者」の氏名と「役職」「年齢」，

8頁目における「候補者数」「推薦数」「備考」の各人数等，

9頁目における各局の「30年秋」「合計」「係数」「累計」「推薦枠」の各人数，

10頁目における「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会会推薦」「30桜を見る会推薦」

(2) 作成者不明の「理由説明書」

(下記第3の3の引用であるため，本答申では省略)

(3) 「理由説明書」(下記第3。以下同じ。)の問題点

ア 「本件推薦名簿」の「区分「功績者」における「ふりがな」，「氏名」，「役職」を不開示にした理由について。

(ア) 「理由説明書」は，審査請求人の審査請求書で指摘した「①首相官邸は「桜を見る会」の招待者の多くが特定できる複数の集合写真や動画を公表している」こと，「②「桜を見る会」は新宿御苑で開催されているとはいえ非公開で開催されているわけではなく，マスコミも取材し招待者の全員ではないものの一部については実際に氏名などを報道している」ことについて，全く言及することもなく，反論されていない。審査請求人が指摘した2点は，首相官邸が「慣行として公にされている情報」又は「公にすることが予定されている情報」であると判断した結果であるとしか考えられない。その指摘に反論できていない以上，「理由説明書」は「本件推薦名簿」の「区分「功績者」における「ふりがな」，「氏名」，「役職」を不開示にしたことが合法であるとの理由を説明したことにはならない。

(イ) 首相官邸は「桜を見る会」の招待者の多くが特定できる複数の集合写真や動画を公表しているが，「理由説明書」のどこにも，当該招待者から了解を得ているとは説明されてはいない。首相官邸だけは招待者から了解を得ていなくても招待者の氏名等の判明する写真を公表できるが，国民の情報公開には招待者の了解を得ていないので不開示にするのは矛盾する。したがって，理由説明書は，審査請求人の審査請求書に反論したことにはならない。

(ウ) 「理由説明書」では，審査請求人の「審査請求書」で指摘した事実のうち，特定解説委員「特定記事A」(特定番組)について紹介した点については一切の言及がなく反論がなされていない。

また，山添拓参議院議員の国会での質疑応答については，反論し

ているつもりなのかもしれないが、内閣府が各省庁に「桜を見る会」招待者の名簿（いわゆる推薦者名簿）提出を依頼した事務連絡文書に、法に基づき「（名簿は）開示請求の対象とされたことがありますので、この点を念頭に置かれた上で推薦されますようお願いいたします」と記されていたことについて、「理由説明書」のどこにもその事実を否定する記述はない。「（名簿は）開示請求の対象とされたことがありますので、この点を念頭に置かれた上で推薦されますようお願いいたします」と事務連絡文書に記載されていた以上、推薦者の氏名等は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから、「理由説明書」はこの点も反論できてはいない。

(エ) 審査請求人の「審査請求書」で指摘した「「園遊会」の招待者名簿は公表されている」ことについて、一切言及がなく、反論がなされていない。

(オ) 審査請求人の「審査請求書」で論述した原処分の違法性について、「理由説明書」では一切言及がなく、反論がなされていない。

(カ) 「理由説明書」の理由であれば、財務省が推薦した者のうち、内閣府が招待しなかった者だけを不開示にすれば済むことである。財務省は推薦したが招待されなかった者があったのかを説明していない以上、推薦者については、審査請求人が求める全員につき開示すべきである。

イ 「本件推薦名簿」の「区分「功績者」における「備考」に記載された部分」を不開示にした理由について

「理由説明書」は、「備考」には叙勲及び褒章受章者についての記載があること、同受章者については、叙勲及び褒章受章者名簿が内閣府ウェブサイトに記載されていること、財務省受章者のみを記載した財務省叙勲及び褒章受章者名簿が報道機関に提供されていることを認めている。その事実により不開示にすることを主張するが、その事実があれば、逆に「桜を見る会」の推薦についても公表・公開すべきである。内閣総理大臣から招待されたことを不名誉に感じる者であれば、推薦を拒否するだろう。拒否していない以上、叙勲及び褒章受章者としての公表・公開と同様に「桜を見る会」についても了解しているはずである。

ウ 「本件人選資料」の本件各情報を不開示にした理由について

上記アで論述したように「桜を見る会」推薦者の氏名・役職名等については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから、法5条1号イに該当し、公開されるべきであるから、それらが公開されるのであれば、「理由説明書」におけ

る主張は破綻するので、公開しない理由は存在しなくなる。

エ 「理由説明書」は審査請求人の審査請求書を読んでいないのではないかと思えるくらい、言及がなされていない。とりわけ審査請求書の各主張の一つ一つに対し丁寧な反論を行っていないので、原処分理由につき審査請求人に対し説明する責務を果たしているとは言い難いだけでなく、有効な反論もできておらず、本件対象文書の不開示について十分説得力ある説明がなされているとは言えない。

(4) 招待基準充足者だけが推薦されていたとの証明のためにも開示を！

ア 審査請求人の「審査請求書」で論述したように、①「桜を見る会」は首相が主催する公的行事であり、公金により開催され招待者には飲食が提供されており、②2015年「桜を見る会」開催要領」は、「招待範囲」につき、「皇族、元皇族、各国大使等、衆・参両院議長及び副議長、最高裁判所長官、国務大臣、副大臣及び大臣政務官、国会議員、認証官、事務次官等及び局長等の一部、都道府県の知事及び議会の議長等の一部、その他各界の代表者等」と明記し、招待できる者を限定している（2019年「桜を見る会」開催要領」も同じ）。

ところが、第二次安倍内閣以降、「桜を見る会」開催要領」の「招待範囲」は招待者数を「約1万人」と明記しているにもかかわらず、安倍首相は1万人を遙かに超えて招待をし、その結果として予算1766・6万円を遙かに超えて（2019年は約3倍の5518・7万円）公金の支出がなされている。

財政法は予算の目的外支出を禁止している（32条）。「招待範囲」外の者を招待し、その分の支出が増えた場合、その支出は財政法の禁止する目的外支出であり違法になる可能性がある。

したがって、安倍首相が「招待範囲」内で招待を行ったか否か、言い換えれば、「招待範囲」を超えて、招待できない者を招待し、公金の目的外支出をしていたか否か、納税者・国民は判断する機会が保証されるべきであるから、推薦者の氏名・役職名などについては公開されることが不可欠である。

イ 視点を変えて言えば、内閣府が「招待範囲」内で推薦を行ったことを証明するためにも、本件対象文書については、個人のプライバシーで公にすることを予定していない情報（例えば、番地を含む個人の住所）を除き公開すべきである。

(5) 最高裁は従来「不開示処分が当然」を否定した！

ア 従来のお不開示体質

(ア) 政府は、従来、公表すべき情報であっても積極的に情報を公開してこなかった。この点は、法が制定されて以降も同様であり、必要以上に不開示処分を行ってきた傾向にある。その代表例が内閣官房

報償費の使途に関する文書の不開示処分であった。

- (イ) 内閣官房報償費は官房機密費とも呼ばれ、「機密」費なのだから「非公開処分が当然」のことだとして、その使途に関する文書については、部分開示すらせず全部不開示処分にし、その際、全面的にマスキングされた文書の開示もなく、当該文書が何枚あるのかも不明のままだった。

イ 内閣官房機密費も不開示が当然ではない！

- (ア) そのような「不開示処分が当然」という運用は違法であると考え、審査請求人らが原告となり内閣官房報償費の使途文書についての不開示処分の取消しを求め提訴した（大阪地裁判決，大阪高裁判決は省略する）。

- (イ) その上告審において最高裁判所第二小法廷は，2018年1月19日，内閣官房報償費の使途文書の一部（ア 政策推進費受払簿，イ 出納管理簿のうち，調査情報対策費及び活動関係費の各支払決定に係る記録部分を除いた部分）につき不開示処分を取消し，開示を命じる判決を下した参照，「特定記事C」（特定出版社）。

このように「機密」費と呼ばれたものでさえ「非公開処分が当然」という法運用は最高裁判決で変更されることになった。

- (ウ) もっとも，安倍晋三政権の下では，安倍内閣総理大臣（総理・首相）に関係した行政文書の情報公開に関しては，機密費と呼ばれていない情報であっても，政府が総理らを守ろうとして公開に後ろ向きである。その代表例が，以下で紹介する，財務省の特定学校法人に関する情報（小学校の設置趣意書）についての不開示処分であった。

(6) 安倍政権下では不開示理由がないのに不開示処分がなされている

ア 事実上の安倍晋三記念小学校（院）

- (ア) 従来幼稚園を運営していた特定学校法人が新たに小学校を設置し，安倍晋三総理の妻がその名誉校長に就任する予定だったということは，これまで報道されてきた周知の事実である。そもそも安倍首相夫婦は特定学校法人の教育と小学校設置の熱烈な支援者だった。自民党が下野していた2012年9月16日に安倍議員は特定学校法人が運営する特定幼稚園で講演する予定だったが，党総裁選（同月26日）に立候補することになった（出馬表明は同月12日）ので講演をキャンセルした（党総裁に再選された安倍晋三議員の自民党は，同年12月衆議院議員総選挙で勝利したため，安倍総裁は再び首相に任命された）。

その後，総理夫人は，あるときは安倍総裁・首相になり代わって，あるときは安倍総裁・首相のために活動してきた。職員が多い時に

は5名も付けられ、総理夫人はその職員をまるで秘書のように使い、外出時には官邸職員を随行させていた。

- (イ) 2013年6月28日、特定理事長らが近畿財務局を訪問し、特定職員C、特定職員Dらから説明を受けた際、「取得等要望時説明用メモ」の中の「取得等方法」の項目には「学校の場合は、「購入（時価）」のみ」と明記されていた。しかし、その後、財務省は後述するように「購入のみ」という立場を変えてゆく。
- (ウ) 同年9月2日、特定学校法人は近畿財務局に土地取得の要望書を提出。
- (エ) 特定財務局職員が特定都道府県庁を訪ねた際の記録には、特定都道府県職員の発言として「安倍晋三記念小学校として本当に進捗できるのか、取り扱いに苦慮している」と明記されていた（2014年3月4日）。
- (オ) 2014年3月14日、特定学校法人の特定理事長と都内の特定ホテルで対面し、教育勅語、歴史観のほか小学校を建設する計画についても報告を受け、総理夫人は「主人に伝えます。何かすることはありますか」と協力する考えを伝えた（「特定記事D」特定雑誌B）。
- (カ) 翌4月25日、安倍首相の妻は特定学校法人を訪問し始めて講演した。
- (キ) その3日後の同月28日、特定理事長は、財務省と交渉した際に安倍首相の妻の発言を伝えており、「経緯」を記録した行政文書の2014年4月28日の個所には以下のように記載されていた。

「本年4月25日、総理夫人を現地に案内し、夫人から「いい土地ですから、前に進めてください。」とのお言葉をいただいた。」との発言あり（特定学校法人特定理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示。）」（出典：財務省が公表した書き換え前の「5. 特例承認の決裁文書②「普通財産の貸付けに係る特例処置について」（平成27年4月30日）における「これまでの経緯」40枚目～41枚目」
- (ク) 同年8月20日、特定学校法人は特定都道府県に対し小学校設置認可申請書の内容を事前説明する「設置計画書」を提出。
- (ケ) 特定学校法人のために近畿財務局が「短期賃貸借を利用した処理案」を検討するよう財務省本省理財局から指示を受け、近畿財務局の特定職員Dは、同年9月1日、庁内にメールを送信している。
- (コ) 翌10月31日、特定学校法人が特定道府県へ小学校の開設認可を申請（事業用定借の条件を前提）。
- (サ) 翌11月21日、安倍内閣は衆議院を解散し、衆議院議員総選挙

は翌12月2日公示され、同月14日に投票・開票されたが、その選挙運動期間の12月6日、安倍首相の妻が特定学校法人を訪問し、2回目の講演を行っている。演題は「ファーストレディとして思うこと」。講演においては「数日間びっしりスケジュール詰まっていたけど、全てキャンセルさせていただきました」と語った。

- (シ) 翌12月9日、特定都道府県知事が特定都道府県私立学校審議会に「特定学校の設置」について諮問。
- (ス) 翌2015年1月8日、財務省特定財務局管財部2名が特定都道府県を訪問し、特定都道府県私学・大学課が特定学校法人について協議。特定都道府県側が「いつ（設置認可の）答申が得られるかわからない」と話すと近畿財務局からは「ある程度事務局でコントロールできるのでは」などと求められた。特定都道府県職員が「特定都道府県のスケジュールまで口出しするのは失礼ではないか」と不快感を示すと、財務局側が「無理を承知でお願いしている」と返答した（「特定記事E」特定新聞C、「特定記事F」特定新聞B）。
- (セ) 同年5月29日、近畿財務局（特定職員E）と特定学校法人が10年（貸付期間2015年6月8日から2025年6月7日まで）の定期借地権契約。同日付国有財産補償付合意書（賃料月額227万5000円。その後購入まで年額2730万円支払い。特定学校法人が2025年6月7日までに「時価」で購入する）。特定学校法人が国に賃借料の保証金として2730万円を納付。
- (ソ) 特定財務局は、「特定学校法人」の背後に安倍晋三総理、麻生太郎財務大臣ら日本会議系の国会議員がいることを把握していました。このことは、以下の行政文書でも確認できます。

（中略）

出典：財務省が公表した書き換え前の「5. 特例承認の決裁文書②「普通財産の貸付けに係る特例処置について」（平成27年4月30日）における「「特定学校法人」の概要等」」44枚目。

- (タ) 同年9月5日、安倍首相の妻は、特定学校法人の特定幼稚園における3回目の講演を行い、以下のように話していた。

（中略）

- (チ) 翌10月、特定理事長が総理夫人に対し留守電に「お願い」を残したところ、お付きの官邸職員は特定理事長に「（首相夫人に）お電話いただいた件ですが」「こちらに文書を送ってください」と電話。特定理事長夫人が当該官邸職員に対し封書（要望）を送付した（2015年10月26日）ところ、当該官邸職員は、財務本省に問い合わせ、国有財産審理室長からも回答を得て、翌11月17日特定理事長に対し回答をFAXした。

(ツ) 翌2016年6月20日、特定学校法人に1億3400万円（不動産鑑定評価価格から地価埋蔵物撤去・処理費用等を控除）で国有地を売却（10年間分割払い）。

イ 安倍首相の態度変更

(ア) 財政法は、国有地につき「適正な対価」による譲渡を命じている（9条1項）。しかし、2017年2月9日朝日新聞が特定学校法人案件（財務省が国有地を特定学校法人に超格安の値段で売払った案件）につき「近畿財務局が売却額等を非公表にしている」、「売却額は同じ規模の近隣国有地の10分の1」、「特定学校法人が買った土地には、今春に同特定学校法人が運営する小学校が開校する予定」、「同校の名誉校長は首相の妻」等と報道した（「特定記事G」特定新聞B）。

財務省は、地中埋蔵物・ゴミ（1万6800トン）の撤去費用8億1900万円を含む8億2200万円を鑑定価格9億5600万円から差し引いて1億3400万円で特定学校法人に国有地を売却していたのである。

(イ) 安倍首相は同月17日の衆議院予算委員会で特定理事長（当時）について「いわば私の考え方に非常に共鳴している方で、その方から小学校をつくりたいので安倍晋三小学校にしたいという話がございましたが、私はそこでお断りをしているんですね。私はまだ現役の国会議員だし、総理大臣はやめたけれども、この先全く、もう一回復帰することを諦めたわけではないので、まだ現役の政治家である以上、私の名前を冠にするというのはふさわしくないし、そもそも、私が死んだ後であればまた別だけれども、何かそういう冠をしたいというのであれば、私の郷土の大先輩である例えば吉田松陰先生の名前とかをつけられたらどうですかというお話をしたわけでございます。」と答弁していた。

(ウ) しかしまた、安倍首相は、「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということははっきりと申し上げておきたい。」とも答弁し、同月24日には、特定理事長につき「非常にしつこい」人物であると、評価を一転させたのである。

ウ 全部不開示に近い部分開示処分

(ア) 特定学校法人の「小学校設置趣意書」について、審査請求人は2017年5月10日に財務省近畿財務局に対し情報公開請求した。

(イ) これに対し、財務省近畿財務局は、同年7月10日、同「小学校設置趣意書」には「経営上のノウハウ」が記載されており、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、

「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」という不開示情報（法5条2号イ）に該当するとして，その表題の小学校名を不開示に，その本文を全部不開示に，すなわち，全部不開示に近い部分不開示処分にした。

（ウ）審査請求人は，同年10月2日その取消しを求めて大阪地方裁判所に提訴した。特定学校法人の特定課が「同特定学校法人は小学校を開設しないので全部開示してかまわない」旨の判断をしたため，同年11月24日近畿財務局長は特定学校法人の「特定小学校設置趣意書」を全部開示した。

エ 不開示理由に該当することは記載されてはいなかった！

（ア）全部開示された「特定小学校設置趣意書」には，不開示にすべき「経営上のノウハウ」が一切記載されていなかった。それどころか，誤字や空欄もあり未完成の下書きではないかと思われるものだった。そのうえ，その内容は，日本国憲法に適合する「こども権利条約・男女共同参画・雇用均等法」などを「日本人の品性をおとしめ世界超一流の教育をわざわざ低下せしめた」と批判し，さらに戦前の「富国強兵的思考」や「教育勅語」を高く評価する記述になっていて，特定学校法人の特定幼稚園の園児の「受け皿が必要」だと書かれていた。これは，安倍首相の教育理念とほぼ合致する小学校と評しうる内容だった。

（イ）そこで，審査請求人は，同年（2017年）11月30日，不開示事由がないにもかかわらず不開示した処分が違法であったとして国に賠償を求めて提訴した。

（ウ）そして大阪地裁（第7民事部）は，昨2019年3月14日，不開示処分が法上違法であり，かつ国家賠償法上の違法であり，故意の認定はされなかったものの過失があったと認定し，国に5万5000円（慰謝料5万円及び弁護士費用5000円）を賠償するよう命じた。

同判決は，まず，本件文書（小学校設置趣意書）の本文の内容につき，「そもそも，学校法人としての経営戦略に関する情報としては概括的かつ抽象的なものにとどまり，小学校の運営・経営上のノウハウというべきものではない上，その程度の情報は，既に，実質的に公にされていたと認められるから，これが公にされた場合に，特定学校法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があったとは到底いえない。」と，

また，本件文書の小学校名についても，「（中略）という名称を学校の名称として使用することに特段の独自性や目新しさはない」

から「特定学校法人にとって殊更に秘密にすべき情報であったとは考え難い。」などとして、「本件小学校名を公にした場合に、……特定学校法人の競争上の地位が害されることになるとは到底考えられなかった」、と

それぞれ判示し、

「本件不開示部分の情報は、法5条2号イ所定の不開示情報に該当しない。」と判断した。

そして同判決は以下のように判示した。

「近畿財務局長等は、何ら合理的な根拠がないにもかかわらず、本件不開示部分記載の情報が不開示情報に該当するとの誤った判断をしたものといわざるを得ず、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と本件不開示決定をしたと認めるほかない。」から、「近畿財務局長等が本件不開示部分を不開示としたことについて、国家賠償法1条1項の違法があったものと認められる。」

以上が判決の一部概要である。故意が認定されなかったのは残念だったが、原告（審査請求人）の主張のほとんどが認容され、“全面勝訴判決”と評価しても過言ではない判決内容だった。

(7) 終わりに

以上の実例から明らかなように、安倍政権下の政府は、安倍総理に関係した文書の情報公開請求に対しては不開示理由に該当する情報が当該文書中に記載されてはいないのに違法に不開示処分をするほど正常な判断能力をなくしているのである。本件不開示処分も同様ではないかとの疑念の生じるのを禁じ得ない。

安倍総理主催の「桜を見る会」に、功績・功労があると判断されていない人物が推薦・招待されたのかどうかを主権者・納税者国民が自ら判断するためには、「桜を見る会」に推薦・招待された方々の氏名・肩書等が公開される必要がある。

通常、優秀な国家公務員は情報公開請求に対し推薦者の氏名・肩書の公開を決定するはずである。ところが、隠蔽体質の安倍政権下における今の国家公務員には法的に公開しなければならない情報でも公開するとの決定ができないようなので、貴審査会がその代わりに公開を決定するしかないだろう。

したがって、是非とも本件不開示処分を取消し、「本件人選資料」及び「本件推薦名簿」を開示するよう決定をしていただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 令和元年11月14日付け（同月15日受付）で、法に基づき、審査請求人から処分庁に対し、以下について開示請求が行われた。

内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に関する以下の文書（2018年4月22日以降現在まで）

ア 御庁が誰を「桜を見る会」に推薦するかを判断する場合の推薦基準がわかる文書

イ 御庁が内閣府又は内閣官房から「桜を見る会」の推薦基準又は推薦人数について指示又は要請等を受けた内容を記載した文書

ウ 御庁が「桜を見る会」の推薦者又はその人数について討議等をした内容を記録した文書

エ 安倍晋三内閣総理大臣，総理秘書官，安倍昭恵総理夫人又は同夫人付き職員が御庁に対し「桜を見る会」の推薦者，推薦基準，推薦人数について発言，要望，命令等を行った内容を記録した文書

オ 御庁が作成した「桜を見る会」の推薦者名簿

(2) これに対して，処分庁は，法の規定に基づき，令和2年1月14日付財秘第60号により，原処分を行った。

(3) この原処分に対し，令和2年2月27日付け（同月28日受付）で，行政不服審査法に基づき，審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は，審査請求書の記載によると以下のとおりである。

審査請求人は，①財務省「推薦者名簿」（2019年分）及び②財務省「人選資料」（2019年分）について，（ア）「慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」，（イ）首相官邸は「非開示情報」として非開示にすべきとはみなしていない，（ウ）国民は「招待範囲」内の招待か否かを判断する機会が保障されるべきである，及び（エ）「園遊会」の招待者名簿は公表されていることから，内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に招待された推薦者の氏名や役職名等については，非開示にすることが当然合法ということにはならず，むしろ法は開示を命じており，原処分は違法であることから，不開示とされた情報の全ての開示を求める。

3 諮問庁としての考え方

(1) 本件対象文書は，以下の内容が記載されているものである。

- ・ 桜を見る会「推薦者名簿」（2019年分）

内閣総理大臣主催の「桜を見る会」において，2019年に財務省から推薦した者が記載された名簿

- ・ 「人選資料」（2019年分）

桜を見る会「推薦者名簿」（2019年分）を作成するにあたり，財務省からの推薦者を選考する際に作成した資料

(2) 桜を見る会「推薦者名簿」について

桜を見る会の招待者については，行政機関から招待者の名簿が報道機

関に提供されること等はなく、慣行として公にされている事実はない。また、その氏名等を公開する前提で招待しておらず、公開することについて、招待者からの事前の了解も得ていない。さらに、内閣府は、各省からの推薦に基づき招待者を決定するが、各省が内閣府にどのような者を推薦したかは公になっていない。

このため、特段の支障がある場合を除き公にするものとされている公務員等、独立行政法人等の役員及び職員の氏名及び職を除き、区分「功績者」における「ふりがな」、「氏名」、「役職」及び「備考」に記載された部分は、「個人に関する情報」に該当するため、不開示とした。

また、「備考」には、叙勲及び褒章受章者についての記載があるが、同受章者については、叙勲及び褒章受章者名簿が内閣府ウェブサイトに掲載されているほか、財務省受章者のみを記載した財務省叙勲及び褒章受章者名簿が報道機関に提供されていることから、「備考」を公にすることにより、「備考」の記載と公表されている叙勲及び褒章受章者名簿とを照合することで推薦された個人の氏名が明らかになるおそれがある。よって、「備考」に記載されている情報は、法5条1号「個人に関する情報」であって、「個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」に該当するため、不開示とした。

(3) 「人選資料（2019年分）」について

ア 1頁目及び8頁目の「推薦数」の一部不開示について

不開示とした「旭日双光章の受章者」「瑞宝章綬章の受章者」「褒章受章者（藍・黄）」の「推薦者」については、公にすることにより、公表されている叙勲及び褒章受章者名簿と照合することで推薦された個人の氏名が明らかになるおそれがあるため、法5条1号「個人に関する情報」であって「個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」として不開示とした。

イ 4頁目及び6頁目の一部不開示について

「推薦者」「役職」については、文書作成時点において現職の公務員等である者を除き、また「俸給」については、法5条1号「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるため、不開示とした。

「年齢」「採用」「年度」は、本省課長相当職以上の職員は請求があれば略歴を公表することとなっているが、それ以外の職員はいずれも非公表の情報であることから、現職公務員等のうち本省課長相当職以上の職員を除き、法5条1号「個人に関する情報」であり、同号ただし書イ「法令の規定により、慣行として公にされ、又は公

にすることが予定されている情報」に該当しないため、不開示とした。

ウ 8頁目の「候補者数」「備考」の一部不開示について

受章者のうち、「旭日章」及び「褒章」は民間人、「瑞宝章」は元公務員に授与されること、「内閣府からの推薦依頼文書（2019年分）」において、財務省全体の推薦者数が「96名」であること、「民間人を優先させる」と記載されていることから、「候補者数」を開示した場合、法5条1号「個人に関する情報」に該当する「推薦数」が類推されるおそれがあるため、不開示とした。

さらに、「備考」については、公にすることにより、公表されている叙勲及び褒章受章者名簿と、「備考」とを照合することで推薦された個人の氏名が明らかになるおそれがあり、法5条1号「個人に関する情報」であって「個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」に該当するため、不開示とした。

エ 9頁目表中の人数の不開示について

表中の数字については、褒章受章者の「候補者数」「推薦者数の算出方法」「推薦数」の各人数が記載されており、公にすることにより、上記ア及びウで述べた理由から、推薦された個人の氏名が明らかになるおそれがあり、法5条1号「個人に関する情報」であって「個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」に該当するため、不開示とした。

オ 10頁目「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会推薦」「30桜を見る会推薦」の一部不開示について

「法人名」「現在の長」「長歴」「園遊会推薦」「30桜を見る会推薦」は、独立行政法人等の役員を除き、法5条1号「個人に関する情報」であって「個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）」に該当するため、不開示とした。

(4) 結論

以上のことから、処分庁が行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年5月28日 試問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月10日 審議

- ④ 同月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和3年9月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月27日 審議
- ⑦ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書3の5頁「人選資料（2019年分）」の「2-2 現職公務員（その他職員）」の不開示部分を除く不開示部分（別表に掲げる不開示部分1ないし不開示部分6。以下、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分1

ア 不開示部分1が記載されている文書1は、内閣総理大臣主催の「桜を見る会」において、2019年に財務省から推薦した者が記載された名簿であり、被推薦者ごとに、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 不開示部分1は、被推薦者の氏名、氏名ふりがな、役職名及び備考欄の記載であり、諮問庁は、上記第3の3(2)のとおり、法5条1号に該当する旨説明する。審査請求人は、首相官邸ウェブサイトに掲載された写真により、桜を見る会招待者の一部が明らかになっている等と主張するが、このことをもって、本件対象文書である推薦者名簿までもが慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解することはできず、その外、被推薦者を公にする法令の規定及び慣行があるとも認められないことから、当該部分が同号ただし書イに該当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

ウ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、被推薦者の氏名、氏名ふりがな及び役職名は、個人識別部分であって、法6条2項による部分開示の余地はない。

また、備考欄の記載は、個人の属性に係る記載であって、これを公にした場合、一定の範囲の者に当該個人の特定や推測がなされる可能性は否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認めら

れないので、法6条2項による部分開示はできない。

エ したがって、不開示部分1は法5条1号に該当すると認められる。

(2) 不開示部分2

ア 諮問庁は、当該部分に内数として記載された各推薦者数については、報道機関に提供されている「財務省受章者のみを記載した財務省叙勲及び褒章受章者名簿」（以下「財務省受章者名簿」という。）と照合することにより推薦された個人の氏名が明らかになるおそれがあることから、法5条1号に該当する旨説明する。

イ 以下、検討を行う。

(ア) 各推薦者数が、財務省受章者名簿に記載された該当区分の受章者の人数と一致する場合にあっては、その推薦者数は、財務省受章者名簿と照合することにより、特定の個人を特定することができることとなるため、法5条1号本文前段に該当すると認められる。また、これを公にする法令の規定又は慣行があるとは認められないことから、当該部分は同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さらに、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

(イ) 他方、各推薦者数が財務省受章者名簿に記載された該当区分の受章者の人数と一致しない場合にあっては、その人数差を端緒に、各受章者の知人、関係者等において、当該受章者個人に対する推薦の有無等を推測し、その権利利益を害するおそれがあることは否定し難く、当該情報は法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該部分について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

(ウ) したがって、当該部分に記載された各推薦者数は、法5条1号に該当すると認められる。

(3) 不開示部分3

ア 不開示部分3は、過去に財務省が「桜を見る会」に推薦した局長クラスの職員及びその他の職員の氏名、役職及び年齢の一部であり、被推薦者ごとに、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 諮問庁は、上記第3の3(3)イのとおり、法5条1号に該当する旨説明するところ、不開示とされている者が現職の公務員ではないとする諮問庁の説明について否定するに足る事情は認められず、そうすると、現職の公務員ではない者の氏名、役職及び年齢は、上記(1)と同様の理由により、同号に該当する。

また、現職の公務員のうち、本省課長相当職未満の職員の年齢につ

いては、諮問庁が、非公表の情報であることから法5条1号に該当し、同号ただし書イに該当しないため不開示としたと説明するところ、当該説明は是認でき、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、原処分で氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

ウ したがって、不開示部分3は法5条1号に該当すると認められる。

(4) 不開示部分4

ア 不開示部分4は、平成31年「桜を見る会」の推薦者基準である「各界功績者」に該当する者についての、各区分の候補者数、推薦数及び備考欄の記載であり、諮問庁は、上記第3の3(3)ア及びウのとおり、法5条1号に該当する旨説明する。

イ 以下、検討する。

(ア) 候補者数

a 候補者数について、当審査会事務局職員をして、改めて諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

「桜を見る会」の候補者名については、被推薦者名と同様に法5条1号に該当すると考えるところ、候補者数を明らかにした場合、公表されている財務省受章者名簿と照合することにより、候補者名を特定(類推)されるおそれがあることから、候補者数は法5条1号に該当する。

b そこで検討すると、「桜を見る会」の候補者名については、上記(1)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められる。

(イ) 推薦数

推薦数については、上記(2)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められる。

(ウ) 備考欄の記載

備考欄には、候補者数及び推薦数を類推させる記載があると認められ、これを公にした場合、候補者数及び推薦数が明らかになるおそれがあることから、候補者数及び推薦数と同様に、法5条1号に該当すると認められる。

ウ したがって、不開示部分4は法5条1号に該当すると認められる。

(5) 不開示部分5

ア 不開示部分5は、平成31年「桜を見る会」の推薦者基準である「各界功績者」のうち「褒章受章者(藍・黄)」に該当する者について、財務省理財局、造幣局、国立印刷局及び国税庁それぞれにおける、候補者数を示すものと考えられる「30年秋」欄及び「合計」欄の数値、「係数」、「集計」欄(「合計」欄の数値に「係数」欄の数値を

乗じた数値)並びに「推薦枠」欄(「集計」欄の数値を小数点以下四捨五入した数値)の記載であり、諮問庁は、上記第3の3(3)エのとおり、法5条1号に該当する旨説明する。

イ 以下、検討する。

(ア)「30年秋」、「合計」、「集計」及び「推薦枠」の各欄

当該各欄の記載は、これを公にした場合、候補者数及び推薦者数が明らかになることから、上記(1)及び(2)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められる。

(イ)「係数」欄

a 「係数」欄について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

人選資料1頁目「桜を見る会 選考基準(平成31年春)」において、推薦の対象を「4 褒章受章者(藍・黄) H30秋褒章受章者」と示していることから、係数を公表されている財務省受章者名簿の褒章受章者数と照合することにより、推薦人数が明らかになるおそれがある。

また、仮に褒章受章者が少数である場合において、係数を明らかにした場合、財務省受章者名簿と照合することにより、推薦者数及び推薦者名が特定又は類推されるおそれがあることから、係数は法5条1号に該当する。

b そこで検討すると、上記(ア)のとおり候補者数の不開示は認め得るのであるから、係数のみを開示したとしても、推薦人数が明らかになるとは認められないが、財務省受章者名簿に記載された褒章受章者の主要経歴から推薦部局を類推し、推薦部局ごとの候補者数を推測することが可能であると認められる。そして、推測された候補者数が少数である場合、そこに係数を乗じることで、推薦者数、ひいては推薦者名が特定又は類推されるおそれを否定することまではできず、係数が法5条1号に該当するとする諮問庁の説明は、首肯できる。

ウ したがって、不開示部分5は法5条1号に該当すると認められる。

(6)不開示部分6

ア 不開示部分6は、過去に財務省が「桜を見る会」に推薦した特殊法人の長に係る表中の法人名、氏名、長歴、「園遊会推薦」欄及び「30桜を見る会推薦」欄の特定の記載であり、諮問庁は、上記第3の3(3)オのとおり、法5条1号に該当する旨説明する。

当該表の記載は、被推薦者ごとに、一体として、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

法5条1号により、特定の個人を識別することができるもの等は原則不開示とされているところ、同号ただし書ハによれば、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律2条1項に規定されている独立行政法人等については開示対象となることから、該当する4法人の長について開示し、その余の者については不開示とした。

ウ 上記イの諮問庁の説明は是認でき、その外、不開示部分6について、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

エ 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、推薦者の法人名、氏名、長歴及び「30桜を見る会推薦」欄の特定の記載は、個人識別部分であって、法6条2項による部分開示の余地はない。

また、「園遊会推薦」欄の記載は園遊会推薦に係る履歴等が記載されたものであることから、これを公にした場合、当該個人の特定や推測がなされる可能性は否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、法6条2項による部分開示はできない。

オ したがって、不開示部分6は法5条1号に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

- 1 文書1
「桜を見る会」推薦者名簿（2019年分）
- 2 文書2
内閣府からの推薦依頼文書（2019年分）
- 3 文書3
人選資料（2019年分）

別表 本件不開示部分

文書 1	不開示部分 1	推薦者の氏名，氏名ふりがな，役職名及び備考欄。
文書 2	(不開示部分なし)	—
文書 3	不開示部分 2	1 頁目「推薦数」欄。
	不開示部分 3	4 頁目及び 6 頁目「推薦者」，「役職」及び「年齢」の各欄。
	不開示部分 4	8 頁目「候補者数」，「推薦数」及び「備考」の各欄。
	不開示部分 5	9 頁目「30 年秋」，「合計」，「係数」，「集計」及び「推薦枠」の各欄。
	不開示部分 6	10 頁目「法人名」，「現在の長」，「長歴」，「園遊会推薦」及び「30 桜を見る会推薦」の各欄。